

- 宇都宮市にオフィスを新・増設する場合「オフィスの賃借料や使用料」「改修費」「新規雇用」「法人市民税相当額」などに対して支援します！
- サテライトオフィスの設置など、幅広いオフィスニーズに対応できるよう、**市外企業のシェアオフィス利用も対象に拡大**しました！！

市ホームページ



補助内容

No.	補助の種類	補助の対象	補助率と補助額
1	賃借料補助	・事務所の賃借料 ・業務用駐車場の借上料	基本区域：1/3以内 重点区域：1/2以内 ➤ 上限額：3年間で 合計250万円 ICT集積区域：1/2以内 ➤ 上限額：3年間で 合計600万円
2	シェアオフィス等 使用料補助	シェアオフィスやコワーキングスペース等の 使用料（ 市外企業のみ ） New	全区域：1/2以内 ➤ 上限額：3年間で合計90万円 （年間30万円まで）
3	改修費補助	入居時に要した内装改修費，照明設置費， 間仕切設置費，通信回線工事費	全区域：1/10以内 ➤ 上限額：合計100万円
4	雇用補助	・新規雇用した正規雇用者等：10万円/1人 ・新規雇用した非正規雇用者等：5万円/1人 （上乗せ）新卒者：10万円/1人 女性：10万円/1人	全区域：定額 ➤ 上限額： 合計2,000万円 （上乗せ分を含む）
5	通信回線 使用料補助	事業の実施に必要な通信回線の使用料	ICT集積区域：1/2以内 ➤ 上限額：3年間で 合計250万円
6	税額補助	法人市民税（法人税割）相当額	重点区域，ICT集積区域：1/2以内 ➤ 上限額：3年間で合計100万円

◆ 対象区域 について

『基本区域』… 宇都宮市内の市街化区域

『重点区域』… 基本区域のうち，都市機能誘導区域

※ 都市拠点エリア，LRT停留場周辺エリア，駅周辺エリア など

『ICT集積区域』… 都市拠点エリアの高次都市機能誘導区域（ICT関連企業に限る）

No.1～6の合計（1・2は併用不可）

3年間で最大3,050万円

対象企業

従業員・雇用

✓ 新・増設したオフィスで常時使用する従業員が①，②のいずれかに該当

① オフィスを単独で立地する場合：6名以上 ※シェアオフィス等（No.2）の場合は3名以上

② オフィスを工場等と併設して立地する場合：21名以上

✓ 新・増設したオフィスで市内の新規従業員等を1名以上雇用

※シェアオフィス等（No.2）
の場合は要件なし

✓ 新・増設したオフィスで事務職の女性の割合が2割以上

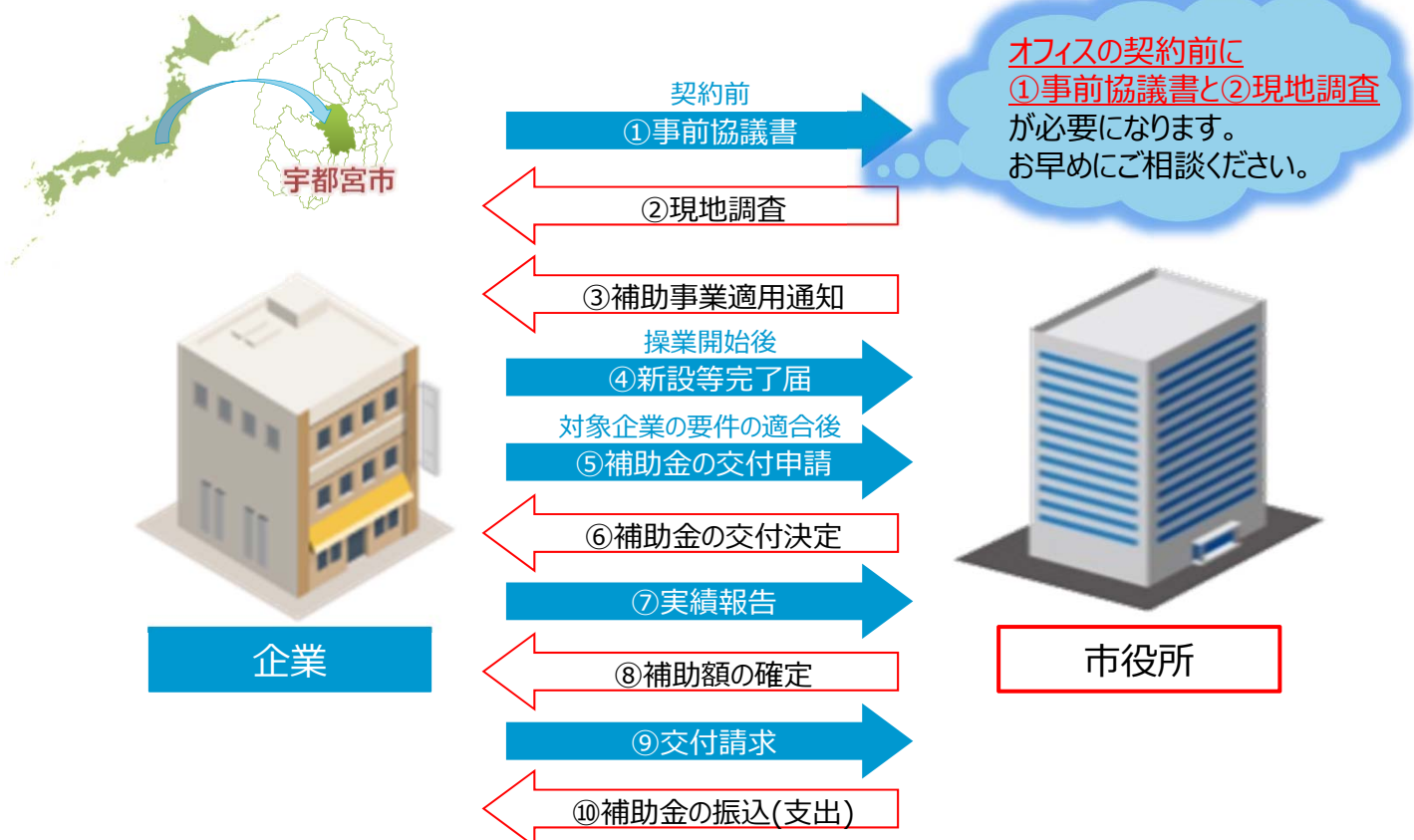
業 種

- ✓ 新・増設したオフィスで実施する**主な事業がいずれかの業種に該当** (日本標準産業分類)
「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給業」「特定サービス事業(※)」「物流関連産業」「運輸業」
「金融保険業不動産業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「教育・学習支援業」「情報通信業」
「職業紹介・労働者派遣業」「コールセンター業」

上記に該当する業種の「管理, 補助的経済活動を行う事業所」

※ 産業用・事務用機械器具賃貸業, ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業, 広告業, 経営コンサルタント業 等

補助の流れ



注意事項

- ! 「③補助事業適用通知書」から原則2か月以内に操業を開始いただく必要があります。
- ! 市内の新規従業員等の雇用は「②補助事業適用通知書」から起算します。
- ! 対象企業の要件を全て満たしてから「⑤補助金の交付申請」が可能になります。
- ! 「⑥補助金の交付決定」から5年以上操業いただく必要があります。
- ! 賃貸借契約の相手方と親会社・子会社の関係がある場合は賃借料補助の対象とはなりません。

【問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略グループ

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

☎ : 028-632-5192 FAX : 028-632-2447

E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

企業が
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA